

奈良県市町村総合事務組合人事行政の運営等の状況の取りまとめ

奈良県市町村総合事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第6条に基づき、令和6年度における人事行政の運営等の状況を以下のとおり、公表する。

令和7年12月3日

奈良県市町村総合事務組合
管理者 阿古和彦

(1) 職員の任免及び職員数に関する状況

①職員数の状況（令和6年4月1日時点）

	職員数	(対前年増減)
全体	16人	(±0)
男性	10人	(±0)
女性	6人	(±0)

②就退職者の状況（令和6年度中）

就職者数	0人
退職者数	0人

(2) 職員の人事評価の状況

①評価期間

能力評価	毎年4月1日から翌年3月31日まで
業績評価	毎年4月1日から翌年3月31日まで

②評価基準

能力評価	評価項目ごとに定める着眼点に基づき、職務遂行の過程において発揮された職員の能力を客観的に評価する
業績評価	職員があらかじめ設定した業務目標の達成度その他設定目標以外の取組により、その業務上の業績を客観的に評価する

(3) 職員の給与の状況

①決算額（令和6年度決算額）

職員数	16人
給料	60,035,603円
職員手当等	40,674,596円

②給料の平均（令和6年4月1日時点）

平均給料月額	平均年齢
308,085円	40.4歳

③手当の状況

手当の種類	区分等	金額及び率
扶養手当	子	10,000 円
	子以外の扶養者	6,500 円
	(16 歳から 22 歳までの子加算)	(5,000 円)
住居手当	借家等に居住している場合	[限 度] 28,000 円
通勤手当	公共交通機関利用の場合	[限 度] 55,000 円
	自動車等で通勤する場合	[限 度] 37,500 円
期末手当	6 月期支給率 (再任用職員)	1.225 (0.6875)
	12 月期支給率 (再任用職員)	1.275 (0.7125)
勤勉手当	6 月期支給率 (再任用職員)	[限 度] 1.025 (0.4875)
	12 月期支給率 (再任用職員)	[限 度] 1.075 (0.5125)
退職手当支給率	自己都合	[最高限度] 47.709
	定年	[最高限度] 47.709
退職手当調整額	第 3 号区分	59,550 円
	第 4 号区分	54,150 円
	第 5 号区分	43,350 円
	第 6 号区分	32,500 円
	第 7 号区分	27,100 円
	第 8 号区分	21,700 円
	第 9 号区分	0 円

※上記以外の手当として、管理職手当、地域手当、時間外勤務手当等

(4) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

①勤務時間

勤務を要する日	毎週月曜日から金曜日までの週 5 日間 ※
勤務時間	8 時 30 分から 17 時 15 分 (休憩時間 12 時から 13 時)
1 日の勤務時間	7 時間 45 分 (1 週間あたり 38 時間 45 分)

※ 祝日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までを除く

②年次有給休暇の取得状況 (令和 6 年 1 月 1 日～令和 6 年 12 月 31 日)

平均取得日数	13.1 日
--------	--------

※ 1 年につき 20 日付与 (付与された翌年に限り繰り越し可能 (最大 40 日))

③介護休暇等の取得状況

介護休暇	0 人	介護時間	0 人
------	-----	------	-----

④病気休暇の取得状況

病気休暇	0 人
------	-----

⑤主な特別休暇の導入状況及び概要

特別休暇の種類	概要（付与日数等）
感染予防休暇	その都度必要と認められる期間
災害・交通機関の事故等による出勤困難	その都度必要と認められる期間
現住居の滅失・損壊等	7日の範囲内でその都度必要と認められる期間
通勤途上の危険回避	その都度必要と認められる期間
官公署出頭	その都度必要と認められる期間
ドナー休暇	その都度必要と認められる期間
ボランティア休暇	1の年における5日の範囲内の期間
公民権行使	その都度必要と認められる期間
不妊治療に係る通院等	1の年において5日(当該通院等が体外受精その他の管理者が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日)の範囲内の期間
妊婦の交通機関の混雑回避	正規の勤務時間の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した時間であって、1日を通じて1時間を超えない範囲内で各必要と認められる期間
妊産婦の健診等	妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回。当該1回につき、1日の正規の勤務時間の範囲内で必要と認められる期間
産前産後休暇	出産予定日より8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から産後8週間を経過する日までの期間又は産前の休暇を始める日から当該日から起算して16週間(多胎妊娠の場合にあっては、22週間)を経過する日までの期間のいずれかの期間の中で職員が請求した期間
生理日休暇	1回について2日以内で必要とする期間
保育時間	1日2回それぞれ30分以内の期間
結婚休暇	連続する7日の範囲内で必要と認められる期間
親族追悼	慣習上最小限度必要と認められる期間
忌引き休暇	続柄等により定める期間内において必要と認められる期間
夏季休暇	1の年の7月から9月の期間内における5日の範囲内の期間
子の看護休暇	1の年において5日(養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては10日)の範囲内の期間
妻の出産休暇	管理者が定める期間内における3日の範囲内の期間
妻の出産に伴う育児休暇	当該期間内における5日の範囲内の期間
短期介護	1の年において5日(要介護者が2人以上の場合にあっては10日)の範囲内の期間

(5) 職員の休業に関する状況

①育児休業の状況

区分	取得職員数 ※1	取得可能者数 ※2	取得率
男性	0人	1人	0%
女性	1人	1人	100%

※1 当該子に対する育児休業を前年以前に取得した職員を含む

※2 当該年度中に3歳に達するまでの子を養育する職員数

②部分休業の状況

区分	取得職員数
男性	0人
女性	1人

③育児短時間勤務の状況

区分	取得職員数
男性	0人
女性	0人

(6) 職員の分限及び懲戒処分の状況

①分限処分者

降任	免職	休職	降給
0人	0人	0人	0人

②懲戒処分者の数

戒告	減給	停職	免職	訓告等
0人	0人	0人	0人	0人

(7) 職員のサービスの状況

地方公務員は全体の奉仕者として公共の利益の為に勤務し、かつ、職務の遂行にあたっては、全力を挙げてこれに専念しなければなりません。(地方公務員法第30条)

なお、職務を遂行する上で、職員が守るべき下記義務に違反する者はいませんでした。

- ・職務命令等に従う義務
- ・秘密を守る義務
- ・政治的行為の制限
- ・営利企業等の従事制限
- ・信用失墜行為の禁止
- ・職務に専念する義務
- ・争議行為等の禁止

(8) 職員の退職管理の状況

退職者	退職事由			
	自己都合等	定年	勸奨	その他
0人	0人	0人	0人	0人

(9) 職員の研修の状況

研修区分	受講者数
階層別研修	1人
専門研修	2人
外部研修	1人

(10) 職員の福祉及び利益の保護の状況

① 福利厚生制度に関する状況

区分	受診者数	内容
総合健診	6人	人間ドック ※
一般健診	11人	上記以外の職員の健康診断

※ 35歳以上で人間ドックを希望する職員

② 公務災害の状況

区分	申請	状況		
		認定	不認定	審議中
公務災害	0件	0件	0件	0件
通勤災害	0件	0件	0件	0件

(11) その他管理者が必要と認める事項

なし

(12) 公平委員会から管理者への報告事項

① 勤務時間に関する措置の要求の状況

要求件数	0件
------	----

② 不利益処分に関する審査請求の状況

審査請求件数	0件
--------	----